

成蹊大学学則（改正後）

制 定 昭和24年2月21日
文 部 大 臣 認 可

第1章 総則

(目的及び使命)

第1条 この大学は、教育基本法に則り、学校教育法の定める大学として学術の理論及び応用を研究教授するとともに、成蹊学園建学の精神に基づき、良識ある人格高き社会の指導的人物を養成することを目的とする。

2 この大学は、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について学部ごとに定める。
(自己点検及び評価)

第1条の2 この大学は、教育研究水準の向上を図り、大学設置の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するとともに、教育研究活動等の改善及び充実に努めるものとする。

2 前項の点検及び評価を行うに当たっての項目の設定、実施体制等については、別に定める。

3 この大学は、第1項の点検及び評価の結果について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関による認証評価を受けるものとする。

(情報の公表)

第1条の3 この大学は、教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を公表するものとする。

(学部、学科及び収容定員)

第2条 この大学に次の学部及び学科を置き、その収容定員は、次の表のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員 (名)	収容定員 (名)
経済学部	経済数理学科	80	320
	現代経済学科	150	600
	計	230	920
理工学部	理 工 学 科	420	1,680
	計	420	1,680
文学部	英語英米文学科	121	484
	日本文学科	84	336
	国際文化学科	110	440
	現代社会学科	105	420
	計	420	1,680
法学部	法 律 学 科	280	1,120
	政 治 学 科	160	640
	計	440	1,760
経営学部	総合経営学科	290	1,160
合 計		1,800	7,200

(学部規則)

第3条 各学部に、この学則に基づき、それぞれ学部規則を定める。

2 前項の学部規則には、次の事項を記載しなければならない。

(1) 学部開設の授業科目に関する事項

(2) 履修方法に関する事項

(3) 転・編入学・学士入学・再入学・転部・転科・留学に関する事項

(4) その他、学則実施上の必要事項

(大学院)

第4条 この大学に大学院を置く。

- 2 大学院の学則は、別に定める。
(グローバル教育プログラム)

第4条の2 この大学に、グローバル教育プログラムを置く。

- 2 グローバル教育プログラムに関し必要な事項は、別に定める。
(教職課程)

第5条 この大学に教育職員免許法による教職課程を置く。

- 2 教職課程に関する規則は、別に定める教職課程規則による。
(附属機関)

第6条 この大学に、次の附属機関を置く。

- (1) 成蹊大学図書館
 - (2) 成蹊大学高等教育開発・支援センター
 - (3) 成蹊大学アジア太平洋研究センター
 - (4) 成蹊大学国際教育センター
 - (5) 成蹊大学キャリア支援センター
 - (6) 成蹊大学ボランティア支援センター
 - (7) 成蹊大学教職課程センター
 - (8) 成蹊大学サステナビリティ教育研究センター
 - (9) 成蹊大学Society 5.0研究所
- 2 前項に掲げるもののほか、学部又は研究科に、附属の研究施設を置くことができる。
 - 3 附属機関及び研究施設に関する規則は、別に定める。

第2章 教職員の組織

(教職員)

第7条 この大学に、学長、副学長、学部長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員その他必要な教職員を置く。

- 2 教職員及び職制に関する規則は、別に定める。
(教員組織の編制)

第7条の2 この大学は、教育研究の実施に当たり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保し、教育研究に係る責任の所在が明確になるように教員組織を編制するものとする。

(学長)

第8条 学長は、校務をつかさどり、所属教職員を統督する。

- 2 学長の選考に関し必要な事項は、別に定める。
(副学長)

第8条の2 副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

- 2 副学長の選任等に関し必要な事項は、別に定める。
(学部長)

第9条 学部長は、学長を補佐し、当該学部に関する校務をつかさどる。

- 2 学部長の選任等に関し必要な事項は、別に定める。
(学長補佐)

第9条の2 この大学に、学長の職務を補佐するため、学長補佐を置くことができる。

- 2 学長補佐は、学長の指示する特定の業務等を遂行する。
- 3 学長補佐の選任等に関し必要な事項は、別に定める。
(附属機関の長)

第10条 第6条第1項に掲げる附属機関の長として、図書館に館長を、各センターに所長を置く。

- 2 附属機関の長は、当該附属機関の管理運営に関する業務をつかさどる。
- 3 附属機関の長は、学長が任命する。
(学生部長)

第11条 学生部に、学生部長を置く。

- 2 学生部長は、学生部の管理運営に関する業務をつかさどる。

3 学生部長は、学長が任命する。

第3章 教授会及び大学評議会

(教授会)

第12条 この大学の各学部、に、教授会を置く。

2 教授会は、各学部の専任の教授をもって構成する。ただし、当該学部が必要と認める場合には、専任の准教授、講師及び助教を構成員とすることができる。

3 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び卒業に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定めるもの

4 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、並びに学長及び学部長の求めに応じ、意見を述べることができる。

5 教授会に関する規則は、別に定める。

(大学評議会)

第13条 この大学の教育研究に関する重要な事項を審議するため、大学評議会を置く。

2 大学評議会は、学長、副学長、各学部長、各学部から選出された2名の教授、学長室長及び教務部長をもって構成し、学長が議長となる。

3 大学評議会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 大学の教育研究上の目的を達成するための基本計画に関する事項

(2) 学則その他教育研究に係る重要な規則の制定及び改廃に関する事項

(3) 学部、研究科その他重要な施設、組織等の設置及び改廃に関する事項

(4) 教育研究に係る予算の編成方針に関する事項

(5) 教員の配置計画及び教育研究業績の審査に係る方針に関する事項

(6) 学生定員に関する事項

(7) 教育課程の編成に係る方針に関する事項

(8) 学生の修学等を支援するために必要となる助言、指導その他の援助に係る方針に関する事項

(9) 学生の賞罰に関する重要な事項

(10) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の身分に係る方針に関する事項

(11) 学位の授与に関する事項

(12) その他大学の教育研究に関する重要な事項

4 大学評議会に関する規則は、別に定める。

(大学運営会議)

第13条の2 この大学の運営に関する企画立案、大学評議会に付する議案及びその内容の検討、大学内の意見調整等を行うため、学長の下に、大学運営会議を置く。

2 大学運営会議は、学長、副学長、各学部長、学長室長及び教務部長をもって構成し、学長が議長となる。

3 大学運営会議に関する規則は、別に定める。

第4章 修業年限、学年、学期及び休業日

(修業年限)

第14条 この大学の修業年限は、4年とする。

2 この大学の科目等履修生として一定の単位を修得した者が第1年次に入学する場合において、当該単位の修得によりこの大学の教育課程の一部を履修したと認められるときは、2年を超えない範囲で各学部が定める期間を修業年限に通算することができる。

3 前項に規定する修業年限の通算は、大学の学生以外の者で、かつ、大学の入学資格を有する者が修得した単位に限って行うものとする。この場合においては、第37条の4の規定により入学した後に修得したものとみなすことのできる当該単位数、その修得に要した期間その他各学部が必要と認める事項を勘案して行うものとする。

(学年)

第15条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第16条 学年を分けて次の2学期とする。ただし、前期の終了日および後期の開始日については年度により変更することがある。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(授業時間及び期間)

第16条の2 各授業科目の授業は、1時限の授業時間を100分とし、14週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、学長が教育上特別の必要があると認めるときは、この限りでない。

(在学期間)

第17条 在学期間は、修業年限の2倍の年数を超えることはできない。

(休業日)

第18条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 創立記念日 11月23日

(4) 春期休業

(5) 夏期休業

(6) 冬期休業

2 前項第4号以下の休業期間については、年度のはじめまでに学長が定める。

(臨時休業)

第19条 臨時休業日については、その都度学長が定める。

(休業日の授業実施)

第19条の2 教育上特別の必要がある場合には、第18条第1項に掲げる休業日に授業を行うことができる。

第5章 入学、転部、転科、休学、留学及び退学

(入学の時期)

第20条 入学の時期は、毎学年の始めとする。

(入学の資格)

第21条 この大学の第1年次に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）

(8) 大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

(入学の許可)

第22条 入学志願者は、別に定める方法により選考の上、入学を許可する。

2 前項の規定による入学の許可は、当該学部教授会の議を経て、学長が決定する。

(転・編入学)

第23条 第2年次以上の転入学又は編入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、学歴及び学力を審査して、入学を許可することがある。

2 前項の規定による入学の許可は、当該学部教授会の議を経て、学長が決定する。

3 この大学に編入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者

(2) その他法令により大学への編入学が認められている者

(学士入学)

第24条 この大学の一の学部を卒業し、さらに他の学部若しくは同一学部の他の学科に入学を志願する者又は他の修業年限4年の大学の学部を卒業し、さらにこの大学に入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、入学を許可することがある。

2 前項の規定による入学の許可は、当該学部教授会の議を経て、学長が決定する。

(再入学)

第25条 この大学を中途退学した者又は第33条第2号若しくは第3号の規定により除籍された者が、同一学部にも再入学を希望するときは、選考の上、再入学を許可することがある。

2 前項の規定による再入学の許可は、当該学部教授会の議を経て、学長が決定する。

3 前2項の規定にかかわらず、次の学部にも在籍した者が再入学を希望するときの受入れ審査を行う学部は、それぞれ次のとおりとする。

経済学部(2020年4月募集停止)在籍の場合 経済学部又は経営学部

工学部(2005年4月募集停止)在籍の場合 理工学部

4 再入学の時期は、許可された年度の翌年度始めとする。ただし、教育上特別の必要があると認める場合には、再入学の時期を許可された年度の後期の始めとすることができる。

(証書)

第26条 入学許可を得た者は、保証人連署の証書を所定の期日までに提出しなければならない。

2 前項の証書を提出しない者は入学許可を取消す。

(転部)

第27条 転部を願い出た者については、関係両学部の学部長の了承を得て、選考の上、転部を許可することがある。

2 前項の規定による転部の許可は、転入する学部の教授会の議を経て、学長が決定する。

(転科)

第28条 学部内において転科を願い出た者については、当該学部教授会の議を経て、学長が転科を許可することがある。

(休学)

第29条 病気その他の理由により、3カ月以上就学することができない場合は、所定の願書を提出し、当該学部教授会の議を経て、学長の許可により休学することができる。

2 休学期間は、1年以内とする。ただし特別の事由がある者については、更に1年の延長を認めることができる。

3 休学期間は、通算して4年を超えることができない。

4 休学期間は、第17条の在学期間には算入しない。

(復学)

第30条 休学中の者が復学を希望する場合は、所定の願書を提出し、当該学部教授会の議を経て、学長の許可により復学することができる。

(留学)

第31条 この大学の学生で1年以上在学した者が、外国の大学又はこれに相当する高等教育機関(以下「外国の大学等」という。)への留学を願い出た場合において、それが教育上有益と認められるときは、次の条件でこれを許可することがある。

(1) 留学期間は、原則として半年又は1年とし、2年を限度とする。

(2) 留学期間のうち、第14条第1項の修業年限に算入することのできる期間は、1年以内の期間とする。

2 この大学の学生がこの大学と協定を締結した外国の大学等への短期間の留学を願い出た場合は、こ

れを許可することがある。

3 前2項の規定による留学の許可は、当該学部教授会の議を経て、学長が決定する。

4 留学に関する規則は、別に定める。

(退学)

第32条 病気その他の理由により、退学しようとする者は、所定の願書を提出し、当該学部教授会の議を経て、学長の許可により退学することができる。

2 学長は、学力劣等で成業の見込みがないと認められる者又は正当な理由がなくて、出席常でない者に対し、退学を勧告することがある。

3 前項の規定による退学の勧告に関し必要な事項は、各学部において定める。

(除籍)

第33条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該学部教授会の議を経て、学長が除籍する。

(1) 在学期間が所定の年数を超える者

(2) 授業料等の納付金又は在籍料を滞納し、催告してもこれに応じない者

(3) 退学勧告を受けた者で、その後も改善が認められないもの

第6章 教育課程及び履修方法

(教育課程)

第34条 この大学は、教養教育の充実を図るために必要な全学共通の授業科目（以下「全学共通科目」という。）、学部の教育研究上の目的を達成するために必要な授業科目（以下「学部開設科目」という。）及び教職課程の設置に必要な授業科目（以下「教職課程科目」という。）を置き、体系的に編成するものとする。

(授業科目及び履修方法)

第35条 全学共通科目は、別表第1に定めるところによる。

2 学部開設科目は、各学部規則の定めるところによる。

3 教職課程科目は、別表第1の2に定めるところによる。

4 各学部は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

(卒業に必要な修得単位数)

第35条の2 各学部の卒業に必要な修得単位数は、各学部規則の定めるところによる。ただし、このうち全学共通科目の卒業に必要な修得単位数については、別表第2に定めるところによる。

2 教職課程科目は、卒業に必要な修得単位数に算入しない。

(履修科目の登録の上限)

第35条の3 各学部は、学生が各年度又は各学期にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めるものとする。

2 各学部は、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(単位の計算方法)

第36条 各授業科目に対する単位数は、次の基準による。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習、外国語及び体育実技については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、演習については教育効果等を考慮し、15時間の授業をもって1単位とすることができる。

(3) 実験、実習、製図及び実技等の授業については、30時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。

(4) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技等のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前各号に規定する基準を考慮して各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、各学部においてこれらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認める場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(授業の方法)

第36条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 この大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 この大学は、第1項の授業を外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第36条の3 この大学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(認定の方法)

第37条 授業科目修了の認定は平素の成績及び筆記試験または論文による。ただし、保健体育実技、実験、実習などは平素の成績によって認定することができる。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第37条の2 この大学は、教育上有益と認めるときは、学生が各学部の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、卒業に必要な単位として60単位を超えない範囲でこの大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学等に留学する場合、外国の大学等が行う通信教育による授業科目を我が国において履修した場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合に準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第37条の3 この大学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、この大学における授業科目の履修とみなし、各学部の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により卒業に必要な単位として与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項によりこの大学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第37条の4 この大学は、教育上有益と認めるときは、学生がこの大学に入学する前に大学又は短期大学(外国の大学等を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、この大学に入学した後のこの大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 この大学は、教育上有益と認めるときは、学生がこの大学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、この大学における授業科目の履修とみなし、各学部の定めるところにより単位を与えることができる。

3 前2項により卒業に必要な単位として修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、学士入学、転入学、編入学及び再入学の場合を除き、この大学において修得した単位以外のものについては、第37条の2第1項及び第2項並びに前条第1項によりこの大学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(認定の資格)

第38条 各授業科目について出席すべき時間数の3分の2に達しない者は、その授業科目修了の認定を受けることができない。

(履修の評価)

第39条 授業科目の成績評価は、上位よりS(100~90点)、A(89~80点)、B(79~70点)、C(69~60点)、F(59点以下)の5段階をもって表示し、Fを不合格、その他を合格とする。なお、単位認定科目はT、履修中止はWと表示する。

2 前項の規定にかかわらず、授業科目によっては、教育効果等を考慮し、成績評価をP(Pass、合格)、N(Non-pass、不合格)で表示することができるものとする。

- 3 前2項の成績評価による学業結果のうち、卒業に必要な単位として算入することのできる授業科目（T、P及びNの成績評価を受けた授業科目を除く。以下この条において同じ。）の学業成績を総合的に判断する指標として、評定平均値（Grade Point Average。以下「GPA」という。）を用いる。
- 4 GPAは、卒業に必要な単位として算入することのできる授業科目の成績評価のうち、Sに4.0、Aに3.0、Bに2.0、Cに1.0、Fに0をそれぞれ評価点として与え、各授業科目の評価点にその単位数を乗じて得た積の合計を、卒業に必要な単位として算入することのできる授業科目の総履修登録単位数で除して算出する。
- 5 各学部は、第1項及び第2項に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

（成績不振学生）

第39条の2 各学部において定める成績等の基準を充足しない学生（以下「成績不振学生」という。）は、履修等に関する指導を受けなければならない。

- 2 成績不振学生に対する履修等に関する指導の方法は、各学部において定める。

第7章 卒業及び学位の授与

（卒業の認定）

第40条 第14条に規定する修業年限を満たし、かつ、第35条の2に定める卒業に必要な単位を修得した者については、成蹊大学学位規則の定めるところにより、当該学部教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

- 2 各学部の定めるところにより、当該学部の学生として3年以上在学したもの（これに準ずるものとして文部科学大臣の定める者を含む。）が、第35条の2に定める卒業に必要な単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、前項の規定にかかわらず、成蹊大学学位規則の定めるところにより、当該学部教授会の議を経て、学長が卒業を認定することができる。
- 3 第1項の規定による卒業に必要な修得すべき所定の単位のうち、第36条の2第2項の授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

（卒業の時期）

第40条の2 卒業の時期は、学年の終了日とする。ただし、前期の終了日までに前条に規定する卒業の要件を満たした場合は、これを前期の終了日とすることができる。

（学位の授与）

第41条 第40条第1項及び第2項の規定により卒業を認定した者には、学長は、学士の学位を授与する。

- 2 学位及び学位の授与に関し必要な事項は、成蹊大学学位規則の定めるところによる。

第8章 入学検定料、入学金及び授業料等の納付金

（納付金）

第42条 入学検定料、入学金及び授業料等の納付金の額は、別表第3に定めるとおりとする。

- 2 前項に掲げるもののほか、教職課程その他の特定の科目を履修する者は、別に定める履修費等を納入しなければならない。
- 3 休学中は、授業料等の納付金を納入しなければならない。ただし、休学期間が学期の全期間にわたる場合には、その学期について納入すべき授業料等の納付金の納入を要せず、別表第4に定める在籍料を納入するものとする。
- 4 留学中は、留学期間が学期の全期間にわたる場合には、その学期について納入すべき授業料等の納付金を減額する。
- 5 退学する場合は、退学の日属する学期について納入すべき授業料等の納付金又は在籍料を納入しなければならない。
- 6 納入した授業料等の納付金及び在籍料は、原則として返還しない。
- 7 授業料等の納付金及び在籍料の納入に関して必要な事項は、別に定める規則による。
- 8 在学中に納入すべき授業料等の納付金その他の納付金が改定された場合は、改定後の額を納入しなければならない。

第9章 研究生、聴講生、委託生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生

(研究生)

第43条 この大学において、特定の事項について研究しようとする者があるときは、当該学部において適当と認め、かつ支障のない場合に限り、選考の上研究生として入学を許可することがある。

(聴講生)

第44条 この大学において、1科目または数科目を聴講しようとする者があるときは、当該学部の教育および研究に妨げのない限り、選考の上聴講生として聴講を許可することがある。

(委託生)

第45条 特定の機関または団体等から研修事項もしくは研修科目を定めて、その所属職員をこの大学に委託する願い出があった場合は、当該学部の教育および研究に妨げのない限り、選考の上委託生として入学を許可することがある。

(科目等履修生)

第45条の2 この大学において、一又は複数の授業科目を履修し、単位を修得しようとする者があるときは、当該学部の教育及び研究に妨げのない限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

(特別聴講学生)

第45条の3 この大学は、他の大学又は短期大学との協定に基づき、当該他大学等の学生がこの大学において特定の授業科目を履修し、単位を修得しようとするときは、各学部において、特別聴講学生として履修を許可することができる。

(外国人留学生等)

第46条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、この大学に入学（研究生、委託生及び科目等履修生として入学する場合を除く。）を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 前項の規定にかかわらず、この大学と外国の大学との協定に基づきこの大学に入学を志願する者があるときは、当該協定に基づき、外国人協定留学生として入学を許可するものとする。

3 外国人留学生については、第34条に掲げるもののほか、日本語科目及び日本事情に関する科目を設けることができる。

(研修料等の納付金)

第47条 研究生、聴講生、委託生及び科目等履修生の研修料等の納付金の額は、別表第5に定めるとおりとする。

2 前項に規定する納付金及び外国人留学生の納付金の授業料等の納付金の納入に関し必要な事項は、別に定める規則による。

3 特別聴講学生の聴講料は、第45条の3に規定する協定による。

4 納入した第1項及び第2項に規定する納付金は、原則として返還しない。

(研究生等の規則)

第48条 研究生、聴講生、委託生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人協定留学生には、第14条、第17条、第20条、第35条の2及び第40条から第41条までを除き、この学則の規定を準用する。

2 研究生、聴講生、委託生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生の取扱いに関する規則は別に定める。

第10章 育英学生

(育英学生)

第49条 この大学に成蹊大学育英学生の制度を置く。

2 成蹊大学育英学生についての規則は別にこれを定める。

第11章 公開講座

(公開講座)

第50条 この大学は、社会人の教養と文化の向上に資するため、公開講座を開催することができる。

第12章 厚生・補導

(厚生補導)

第51条 学生の厚生・補導を行なうため、この大学に学生部を置く。

2 学生部に関する規則は別にこれを定める。

(厚生施設)

第52条 この大学の学生は、次の成蹊学園厚生施設を所定の手続を経て利用することができる。

- (1) 大学保健室
- (2) 箱根寮 (神奈川県足柄下郡箱根町芦ノ湖畔)
- (3) 虹芝寮 (群馬県利根郡水上町芝倉沢)

第13章 賞罰

(表彰)

第53条 人物、学業が優秀な者、または学生の模範となる行為をした者は、これを表彰する。

(懲戒)

第54条 この大学の規則に違反し、又は学生の本分に背く行為のあった者は、当該学部教授会及び大学評議会の議を経て、学長が懲戒を加える。

- 2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 前項の懲戒のうち、訓告及び学期末試験における不正行為による停学については、第1項の規定にかかわらず、当該学部教授会の議を経て、学長が懲戒を加える。
- 4 停学の期間は、第40条第1項及び第2項に規定する卒業の要件としての在学期間に算入しない。
- 5 懲戒の手続その他必要な事項は、別に定める。

(懲戒による退学)

第55条 前条の退学は、次の各号のいずれかに当たる者について行なう。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて、出席常でない者
- (4) この大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

附 則 (昭和36年9月26日一部改正、昭和37年1月20日文部大臣認可)

- 1 この学則は、昭和37年4月1日から実施する。
- 2 昭和36年度以前の入学者については、改正前の学則の定めるところによる。

附 則 (昭和39年3月24日一部改正)

- 1 この学則は、昭和39年4月1日から実施する。
- 2 昭和38年度以前の入学者については、改正前の学則の定めるところによる。

附 則 (昭和39年9月24日一部改正、昭和40年1月25日文部大臣認可)

- 1 この学則は、昭和40年4月1日から実施する。
- 2 昭和39年度以前の入学者については、改正前の学則の定めるところによる。

附 則 (昭和40年11月24日一部改正)

この学則は、昭和41年4月1日から実施する。

附 則 (昭和41年3月18日一部改正)

この学則は、昭和41年4月1日から実施する。

附 則 (昭和41年9月26日一部改正)

この学則は、昭和42年4月1日から実施する。

附 則 (昭和42年3月22日一部改正)

この学則は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則 (昭和42年9月22日一部改正、昭和43年2月3日文部大臣認可)

- 1 第2条の規定にかかわらず、昭和40年度以前に政治経済学部に入学者については改正前の学則により取扱う。
- 2 この学則は、昭和43年4月1日から施行する。
附 則 (昭和44年3月25日一部改正)
 - 1 この学則は、昭和44年4月1日から施行する。
附 則 (昭和45年3月24日一部改正)
 - 1 この学則は、昭和45年4月1日から施行する。
 - 2 昭和44年度以前の入学者については、改正前の学則の定めるところによる。

附 則 (昭和47年11月22日一部改正)

- 1 この学則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則 (昭和49年3月26日一部改正)

- 1 この学則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則 (昭和49年9月26日一部改正、昭和49年12月25日文部大臣認可)

- 1 この学則は、昭和50年4月1日から施行する。
- 2 昭和49年度以前の入学者については、改正前の学則の定めるところによる。

附 則 (昭和51年3月26日一部改正)

- 1 この学則は、昭和51年4月1日から施行する。
- 2 昭和50年度以前の入学者については、改正前の学則の定めるところによる。

附 則 (昭和52年3月28日一部改正)

- 1 この学則は、昭和52年4月1日から施行する。
- 2 昭和51年度以前の入学者に適用される校納金の額は、改正前の学則の定めるところによる。ただし、昭和49年度以前の工学部入学者に適用される校納金の額は「金 300,000円」とする。

附 則 (昭和53年3月28日一部改正)

- 1 この学則は、昭和53年4月1日から施行する。
- 2 昭和52年度以前の入学者に適用される校納金の額は、改正前の学則の定めるところによる。ただし、昭和51年度以前の工学部入学者に適用される校納金の額は、次のとおりとする。

昭和51年度 「金 530,000円」

昭和50年度 「金 430,000円」

昭和49年度以前 「金 310,000円」

附 則 (昭和54年3月27日一部改正)

- 1 この学則は、昭和54年4月1日から施行する。
- 2 昭和53年度以前の入学者に適用される校納金の額は、改正前の学則の定めるところによる。ただし、昭和53年度以前の工学部入学者に適用される校納金の額は、次のとおりとする。

昭和53年度 「金 550,000円」

昭和52年度 「金 550,000円」

昭和51年度 「金 550,000円」

昭和50年度 「金 430,000円」

昭和49年度以前 「金 310,000円」

附 則 (昭和55年3月27日一部改正)

- 1 この学則は、昭和55年4月1日から施行する。ただし、入学考査料については、昭和55年度入学志願者から適用する。
- 2 昭和54年度以前の入学者に適用される校納金の額は、改正前の学則の定めるところによる。ただし、昭和54年度以前の工学部入学者に適用される校納金の額は、次のとおりとする。

昭和54年度 「金 580,000円」

昭和53年度 「金 560,000円」

昭和52年度 「金 560,000円」

昭和51年度 「金 550,000円」

昭和50年度 「金 430,000円」

昭和49年度以前 「金 310,000円」

附 則 (昭和56年3月27日一部改正)

- 1 この学則は、昭和56年4月1日から施行する。
- 2 昭和55年度以前の入学者に適用される校納金の額は、改正前の学則の定めるところによる。ただし、昭和55年度以前の工学部入学者に適用される校納金の額は、次のとおりとする。

昭和55年度 「金 610,000円」

昭和54年度 「金 590,000円」

昭和53年度 「金 570,000円」

昭和52年度 「金 570,000円」

昭和51年度 「金 550,000円」
昭和50年度 「金 430,000円」
昭和49年度 「金 310,000円」

附 則 (昭和57年3月26日一部改正)

- 1 この学則は、昭和57年4月1日から施行する。
- 2 昭和56年度以前の入学者に適用される校納金の額は、改正前の学則の定めるところによる。ただし、昭和56年度以前の工学部入学者に適用される校納金の額は、次のとおりとする。

入学年度	金額
昭和56年度	金 680,000円
昭和55年度	金 640,000円
昭和54年度	金 620,000円
昭和53年度	金 570,000円
昭和52年度	金 570,000円
昭和51年度	金 550,000円
昭和50年度	金 430,000円

附 則 (昭和57年5月28日一部改正、昭和58年1月17日文部大臣認可)

- 1 この学則は、昭和58年4月1日から施行する。
- 2 第2条に定める学生定員のうち、昭和58年度から昭和60年度までの各年度における経済学部（経済学科・経営学科）及び文学部（英米文学科・文化学科）の総定員は、次のとおりとする。

学 部 ・ 学 科		年 度		
		昭和58年度	昭和59年度	昭和60年度
経 済 学 部	経 済 学 科	780名	840名	900名
	経 営 学 科	520名	560名	600名
文 学 部	英米文学科	520名	560名	600名
	文 化 学 科	460名	520名	580名

附 則 (昭和58年3月25日一部改正)

- 1 この学則は、昭和58年4月1日から施行する。
- 2 昭和57年度以前の入学者に適用される授業料・施設設備費および実験実習費又は校納金の額は、改正前の学則の定めるところによる。ただし、昭和56年度以前の工学部入学者に適用される校納金の額は、次のとおりとする。

入学年度	金額
昭和56年度	金 710,000円
昭和55年度	金 670,000円
昭和54年度	金 620,000円
昭和53年度	金 570,000円
昭和52年度	金 570,000円
昭和51年度	金 550,000円

附 則 (昭和59年3月27日一部改正)

- 1 この学則は、昭和59年4月1日から施行する。ただし、入学考査料については、昭和59年度入学志願者から適用する。
- 2 昭和58年度以前の入学者に適用される授業料・施設設備費および実験実習費又は校納金の額は、改正前の学則の定めるところによる。ただし、昭和56年度の工学部入学者に適用される校納金の額は、「金 740,000円」とする。

附 則 (昭和59年5月30日一部改正、昭和59年12月22日文部大臣認可)

- 1 この学則は、昭和60年4月1日から施行する。
- 2 第2条に定める学生定員のうち、昭和60年度から昭和62年度までの各年度における工学部（機械工学科・電気工学科・工業化学科・経営工学科）及び法学部（法律学科）の総定員は、次のとおりとする。

学部・学科		年 度		
		昭和58年度	昭和59年度	昭和60年度
工学部	機械工学科	220名	240名	260名
	電気工学科	220名	240名	260名
	工業化学科	220名	240名	260名
	経営工学科	220名	240名	260名
法学部	法律学科	770名	820名	870名

附 則（昭和60年3月27日一部改正）

- 1 この学則は、昭和60年4月1日から施行する。
- 2 昭和59年度以前の入学者に適用される授業料・施設設備費および実験実習費又は校納金の額は、改正前の学則の定めるところによる。

附 則（昭和61年3月26日一部改正）

- 1 この学則は、昭和61年4月1日から施行する。
- 2 昭和60年度以前の入学者に適用される授業料・施設設備費および実験実習費又は校納金の額は、改正前の学則の定めるところによる。

附 則（昭和62年3月25日一部改正）

- 1 この学則は、昭和62年4月1日から施行する。
- 2 昭和61年度以前の入学者に適用される授業料・施設設備費および実験実習費又は校納金の額は、改正前の学則の定めるところによる。

附 則（昭和63年3月25日一部改正）

- 1 この学則は、昭和63年4月1日から施行する。ただし、入学考査料については、昭和63年度入学志願者から適用する。
- 2 昭和62年度以前の入学者に適用される授業料・施設設備費および実験実習費又は校納金の額は、改正前の学則の定めるところによる。

附 則（昭和63年5月31日一部改正、昭和63年12月22日文部大臣認可）

- 1 この学則は、昭和64年4月1日から施行する。
- 2 第2条に定める学生定員のうち、昭和64年度から昭和66年度までの各年度における工学部（機械工学科・電気工学科・工業化学科・経営工学科・計測数理工学科）の総定員は、次のとおりとする。

学部・学科		年 度		
		昭和64年度	昭和65年度	昭和66年度
工学部	機 械 工 学 科	270名	260名	250名
	電 気 工 学 科	270名	260名	250名
	工 業 化 学 科	270名	260名	250名
	経 営 工 学 科	270名	260名	250名
	計測数理工学科	40名	80名	120名

附 則（平成元年3月28日一部改正）

- 1 この学則は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 昭和63年度以前の入学者に適用される授業料および実験実習費の額は、改正前の学則の定めるところによるものとし、施設設備費の額については、次のとおりとする。

在学年度	学 部	経済学部・文学部・法学部			
	入学年度	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度以降
昭和63年度		—	金 123,600円	金 123,600円	金 123,600円

昭和62年度	金 123,600円			
昭和61年度	金 123,600円			
昭和60年度	金 123,600円			
昭和59年度以前	金 103,000円			
学部	工学部			
入学年度	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度以降
在学年度	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度以降
昭和63年度	——	金 175,100円	金 175,100円	金 175,100円
昭和62年度	金 175,100円			
昭和61年度	金 175,100円			
昭和60年度	金 175,100円			
昭和59年度以前	金 154,500円			

附 則 (平成元年9月22日一部改正、平成2年3月26日文部大臣認可)

- この学則は、平成2年4月1日から施行する。
- 平成元年度以前の入学者については、改正前の学則の定めるところによる。

附 則 (平成2年3月27日一部改正)

- この学則は、平成2年4月1日から施行する。ただし、入学検査料については、平成2年度入学志願者から適用する。
- 平成元年度以前の入学者に適用される授業料および実験実習費の額は、改正前の学則の定めるところによる。

附 則 (平成2年3月27日一部改正、平成2年12月21日文部大臣認可)

この学則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則 (平成2年9月6日一部改正、平成3年2月27日文部大臣認可)

- この学則は、平成3年4月1日から施行する。
- 改正後の第5条第2項の規定は、平成2年度以降の入学者について適用し、平成元年度以前の入学者については、改正前の学則の定めるところによる。

附 則 (平成2年9月6日・平成2年9月26日一部改正、平成2年12月21日文部大臣認可)

- この学則は、平成3年4月1日から施行する。
- 第2条の規定にかかわらず、平成3年度から平成11年度までの間の入学定員は、次のとおりとする。

学部・学科	入学定員 (名)
経済学部	
経済学科	290
経営学科	200
工学部	
機械工学科	80
電気工学科	80
工業化学科	80
経営工学科	80
計測数理工学科	60
文学部	
英米文学科	166
日本文学科	100
文化学科	180
法学部	
法律学科	280

政治学科	160
------	-----

附 則 (平成 3 年 3 月 26 日一部改正)

- 1 この学則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 2 年度以前の入学者に適用される授業料および実験実習費の額は、改正前の学則の定めるところによる。

附 則 (平成 3 年 7 月 18 日一部改正)

- 1 この学則は、平成 3 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 平成 2 年度以前の入学者に適用される施設設備費(年額)の額は、次のとおりとする。

入学年度	学 部	経済学部・文学部・法学部		工 学 部	
	納付年度	平成 3 年度	平成 4 年度以後	平成 3 年度	平成 4 年度以後
平成 2 年度		121,800円	120,000円	172,550円	170,000
平成元年度		121,800円	120,000円	172,550円	170,000
昭和63年度		121,800円	120,000円	172,550円	170,000
昭和62年度		121,800円	120,000円	172,550円	170,000
昭和61年度		121,800円	120,000円	172,550円	170,000
昭和60年度		121,800円	120,000円	172,550円	170,000
昭和59年度		101,500円	——	152,250円	——

附 則 (平成 3 年 12 月 6 日一部改正)

この学則は、平成 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 4 年 3 月 25 日一部改正)

- 1 この学則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 3 年度以前の入学者に適用される授業料および実験実習費の額は、改正前の学則の定めるところによる。

附 則 (平成 5 年 3 月 26 日一部改正)

- 1 この学則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 4 年度以前の入学者に適用される授業料および施設設備費の額は、改正前の学則の定めるところによる。

附 則 (平成 5 年 10 月 9 日一部改正)

この学則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 6 年 3 月 25 日一部改正)

- 1 この学則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、入学考査料については、平成 6 年度入学志願者から適用する。
- 2 改正後の第 36 条第 2 号の規定は、平成 6 年度（経済学部にあつては平成 7 年度）以降の入学者から適用し、平成 5 年度（経済学部にあつては平成 6 年度）以前の入学者については、改正前の学則の定めるところによる。
- 3 平成 5 年度以前の入学者に適用される授業料および施設設備費の額は、改正前の学則の定めるところによる。

附 則 (平成 7 年 3 月 24 日一部改正)

- 1 この学則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 37 条の 4 の規定は、平成 7 年度入学者から適用する。
- 3 平成 6 年度以前の入学者に適用される授業料の額は、改正前の学則の定めるところによる。

附 則 (平成 8 年 3 月 25 日一部改正)

- 1 この学則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表(1)中入学考査料の規定は、平成 8 年度の入学志願者から適用する。
- 3 改正後の別表(1)中授業料の規定は、平成 8 年度以降の入学者から適用し、平成 7 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則 (平成 9 年 3 月 28 日一部改正)

- 1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表(1)中入学考査料の規定は、平成9年度の入学志願者から適用する。
- 3 改正後の別表(1)中工学部に係る授業料の規定は、平成9年度以降の入学者から適用し、平成8年度以前の入学者については、当該学生が適用を受ける従前の授業料の額から2万円を減じた額とする。

附 則 (平成11年3月26日一部改正)

- 1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表(1)の規定は、平成11年度以降の入学者から適用し、平成10年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則 (平成12年3月24日一部改正、平成11年7月28日・平成11年10月22日文科大臣認可)

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 文学部文化学科は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成12年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 平成12年度から平成15年度までの間の入学定員は、改正後の第2条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

学 部	学 科	入 学 定 員 (名)			
		平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度
経 済 学 部	経 済 学 科	282	274	266	258
	経 営 学 科	197	194	191	188
	計	479	468	457	446
工 学 部	機 械 工 学 科	79	78	77	76
	電 気 電 子 工 学 科	79	78	77	76
	応 用 化 学 科	79	78	77	76
	経 営 ・ 情 報 工 学 科	79	78	77	76
	物 理 情 報 工 学 科	60	60	60	60
	計	376	372	368	364
文 学 部	英 米 文 学 科	125	124	123	121
	日 本 文 学 科	96	92	89	86
	国 際 文 化 学 科	108	106	104	102
	現 代 社 会 学 科	108	106	104	102
	計	437	428	420	411
法 学 部	法 律 学 科	274	268	262	256
	政 治 学 科	156	152	148	144
	計	430	420	410	400
合 計		1,722	1,688	1,655	1,621

- 4 改正後の別表(1)の規定は、平成12年度の入学志願者から適用する。

附 則 (平成12年9月29日一部改正、平成12年8月4日文科省届け出受理)
(施行期日)

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。
(成蹊大学学則の一部を改正する学則の一部改正)
- 2 成蹊大学学則の一部を改正する学則(平成12年3月24日一部改正)の一部を次のように改正する。
附則第3項の表工学部の項中「工業化学科」を「応用化学科」に、「経営工学科」を「経営・情報工学科」に、「計測数理工学科」を「物理情報工学科」に改める。

附 則 (平成13年3月23日一部改正)

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第40条第2項の規定は、平成13年度以降の入学者から適用し、平成12年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表(1)の規定は、平成13年度の入学志願者から適用する。

附 則 (2002年3月29日一部改正)

この学則は、2002年4月1日から施行する。

附 則 (2002年9月27日一部改正)

この学則は、2002年10月1日から施行する。

附 則 (2003年3月28日一部改正)

この学則は、2003年4月1日から施行する。

附 則 (2004年3月26日一部改正)

1 この学則は、2004年4月1日から施行する。

2 経済学部経済学科及び同経営学科は、改正後の第2条の規定にかかわらず、2004年3月31日に当該各学科に在学する者が当該各学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

3 改正後の別表(1)の規定は、2004年度の入学志願者から適用する。

附 則 (2005年3月25日一部改正)

1 この学則は、2005年4月1日から施行する。

2 工学部機械工学科、電気電子工学科、応用化学科、経営・情報工学科及び物理情報工学科は、改正後の第2条の規定にかかわらず、2005年3月31日に当該各学科に在学する者が当該各学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

3 改正後の別表(1)及び別表(2)の規定は、2005年度の入学志願者から適用する。

附 則 (2006年3月24日一部改正)

1 この学則は、2006年4月1日から施行する。

2 改正後の第21条及び別表(1)の規定は、2006年度の入学志願者から適用する。

附 則 (2006年10月23日一部改正)

この学則は、2007年4月1日から施行する。

附 則 (2007年3月23日一部改正)

1 この学則は、2007年4月1日から施行する。

2 改正後の別表(1)の規定は、2007年度の入学志願者から適用する。

附 則 (2008年3月28日一部改正)

1 この学則は、2008年4月1日から施行する。

2 改正後の別表(1)中入学考査料の規定は、2008年度の入学志願者から適用する。

3 改正後の別表(1)中授業料及び施設費の規定は、2008年度以降の入学者から適用し、2007年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則 (2009年3月27日一部改正)

この学則は、2009年4月1日から施行する。

附 則 (2010年3月26日一部改正、2009年7月2日文科科学大臣認可)

1 この学則は、2010年4月1日から施行する。

2 改正後の成蹊大学学則(第6条及び第54条を除く。)の規定は、2010年度以降の入学者から適用し、2009年度以前の入学者については、なお従前の例による。

3 2010年度から2012年度までの間の収容定員は、改正後の第2条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

学 部	学 科	2010年度	2011年度	2012年度
経済学部	経済経営学科	1,785名	1,830名	1,875名
理工学部	物質生命理工学 科	490名	500名	510名
	情報科学 科	490名	500名	510名
	エレクトロメカニクス学科	490名	500名	510名
	計	1,470名	1,500名	1,530名
文学部	英米文学 科	490名	500名	510名
	日本文学 科	339名	346名	353名
	国際文化 学科	410名	420名	430名
	現代社会 学科	410名	420名	430名

	計	1,649名	1,686名	1,723名
法学部	法律学科	1,025名	1,050名	1,075名
	政治学科	575名	590名	605名
	計	1,600名	1,640名	1,680名
合計		6,504名	6,656名	6,808名

附 則 (2011年3月22日一部改正)

- 1 この学則は、2012年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第2条の規定は、2012年度以降の入学者から適用し、2011年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 成蹊大学学則の一部を改正する学則 (2010年3月26日一部改正) の附則第3項の表に次の注書を加える。

(注) 2012年度においては、「エレクトロメカニクス学科」とあるのは、「システムデザイン学科」と読み替えるものとする。

附 則 (2013年5月31日一部改正)

- 1 この学則は、2013年5月31日から施行する。
- 2 改正後の別表第3中入学検定料の規定は、2013年度の入学志願者から適用する。
- 3 改正後の別表第3中理工学部の授業料に係る規定は、2012年度以降の入学者から適用し、2011年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則 (2013年10月4日一部改正)

- 1 この学則は、2014年4月1日から施行する。
- 2 改正後の成蹊大学学則の規定は、2014年度以降の入学者から適用し、2013年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則 (2014年3月28日一部改正)

- 1 この学則は、2014年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、2014年度以降の入学者から適用し、2013年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、2010年度から2013年度までの入学者については、改正前の別表第1全学共通科目の表健康・スポーツ科目発展演習の項中

「	スポーツの理論と実際②	身体技法の理論と実際②	」
	スポーツの指導と管理②	健康と身体・運動②	

「	スポーツの理論と実際②	身体技法の理論と実際②	
	スポーツの指導と管理②	健康と身体・運動②	
	健康・スポーツの発展AⅠ②	健康・スポーツの発展AⅡ②	
	健康・スポーツの発展AⅢ②	健康・スポーツの発展AⅣ②	
	健康・スポーツの発展BⅠ②	健康・スポーツの発展BⅡ②	
	健康・スポーツの発展BⅢ②	健康・スポーツの発展BⅣ②	
	健康・スポーツの発展SⅠ②	健康・スポーツの発展SⅡ②	
	健康・スポーツの発展SⅢ②	健康・スポーツの発展SⅣ②	」と読み替えるものとする。

附 則 (2014年7月18日一部改正)

- 1 この学則は、2015年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第3中施設費及び設備費に係る規定は、2015年度以降の入学者から適用し、2014年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則 (2015年3月27日一部改正)

- 1 この学則は、2015年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、2014年度以降の入学者から適用し、2013年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則 (2015年7月24日一部改正)

この学則は、2015年7月24日から施行する。

附 則 (2016年3月25日一部改正)

- 1 この学則は、2016年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、2014年度以降の入学学生から適用し、2013年度以前の入学学生については、なお従前の例による。

附 則 (2017年3月24日一部改正)

- 1 この学則は、2017年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、2014年度以降の入学学生から適用し、2013年度以前の入学学生については、なお従前の例による。

附 則 (2017年12月21日一部改正)

- 1 この学則は、2018年4月1日から施行する。
- 2 2018年度から2020年度までの間の収容定員は、改正後の第2条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

学 部	学 科	2018年度	2019年度	2020年度
経済学部	経済経営学科	1,940名	1,960名	1,980名
理工学部	物質生命理工学 科	523名	526名	529名
	情報科学科	524名	528名	532名
	システムデザイン学科	523名	526名	529名
	計	1,570名	1,580名	1,590名
文学部	英米文学科	520名	520名	520名
	日本文学科	360名	360名	360名
	国際文化学科	440名	440名	440名
	現代社会学科	440名	440名	440名
	計	1,760名	1,760名	1,760名
法学部	法律学科	1,105名	1,110名	1,115名
	政治学科	625名	630名	635名
	計	1,730名	1,740名	1,750名
合 計	7,000名	7,040名	7,080名	

附 則 (2018年3月29日一部改正)

- 1 この学則は、2019年4月1日から施行する。
- 2 改正後の成蹊大学学則の規定は、2019年度の入学学生から適用し、2018年度以前の入学学生については、なお従前の例による。

附 則 (2019年2月22日一部改正)

- 1 この学則は、2020年4月1日から施行する。
- 2 2020年度から2022年度までの間の収容定員は、改正後の第2条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

学 部	学 科	2020年度	2021年度	2022年度
経済学部	経済経営学科	1,480名	1,000名	500名
経済学部	経済数理学科	80名	160名	240名
	現代経済学科	150名	300名	450名
	計	230名	460名	690名
理工学部	物質生命理工学 科	521名	516名	508名
	情報科学科	548名	568名	584名
	システムデザイン学科	521名	516名	508名
	計	1,590名	1,600名	1,600名
文学部	英語英米文学科	511名	502名	493名
	日本文学科	354名	348名	342名

	国際文化学科	440名	440名	440名
	現代社会学科	435名	430名	425名
	計	1,740名	1,720名	1,700名
法学部	法律学科	1,115名	1,120名	1,120名
	政治学科	635名	640名	640名
	計	1,750名	1,760名	1,760名
経営学部	総合経営学科	290名	580名	870名
合計		7,080名	7,120名	7,120名

- 3 改正後の第34条、第35条、別表第1、別表第1の2、別表第2、別表第3、別表第4及び別表第5の規定は、2020年度以降の入学から適用し、2019年度以前の入学については、なお従前の例による。

附 則 (2020年2月28日一部改正)

- この学則は、2020年4月1日から施行する。
- 改正後の第4条の2、別表第1及び別表第1の2の規定は、2020年度以降の入学から適用し、2019年度以前の入学については、なお従前の例による。

附 則

- この学則は、2021年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第1の2第1号の規定は、2021年度以降の入学から適用し、2020年度以前の入学については、なお従前の例による。
- 改正後の別表第1及び別表第1の2第2号の規定は、2020年度以降の入学から適用し、2019年度以前の入学については、なお従前の例による。

附 則

- この学則は、2022年4月1日から施行する。
- 2022年度から2024年度までの間の収容定員は、改正後の第2条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

学 部	学 科	2022年度	2023年度	2024年度
経済学部	経済経営学科	500名	0名	0名
	経済数理学科	240名	320名	320名
経済学部	現代経済学科	450名	600名	600名
	計	690名	920名	920名
	理工学部	物質生命理工学科	383名	250名
理工学部	情報科学科	434名	300名	150名
	システムデザイン学科	383名	250名	125名
	理工学科	420名	840名	1,260名
	計	1,620名	1,640名	1,660名
	文学部	英語英米文学科	493名	484名
文学部	日本文学科	342名	336名	336名
	国際文化学科	440名	440名	440名
	現代社会学科	425名	420名	420名
	計	1,700名	1,680名	1,680名
法学部	法律学科	1,120名	1,120名	1,120名
	政治学科	640名	640名	640名
	計	1,760名	1,760名	1,760名
経営学部	総合経営学科	870名	1,160名	1,160名
合計		7,140名	7,160名	7,180名

- 3 理工学部物質生命理工学科、情報科学科及びシステムデザイン学科は、改正後の第2条の規定にかかわらず、2022年3月31日に当該各学科に在学する者が当該各学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

別表第1 全学共通科目 (第35条関係)

(注) ○印の数字は、当該科目の単位数を表す。

科目区分		授 業 科 目 ・ 単 位 数 ・ 年 次 ・ タ ー ム							
		1年次		2年次		3年次		4年次	
		第1	第2	第3	第4	第5	第6	第7	第8
外国語									
英語 科目	必修	College English (Listening & Speaking) I ○ College English (Reading & Writing) I ○							
		College English (Listening & Speaking) II ○ College English (Reading & Writing) II ○							
	選択 必修	Intensive English I ○							
		Intensive English II ○		College English (Integrated Skills) I ○		College English (Integrated Skills) II ○			
	資格 試験	TOEFL Preparation Introduction ○ TOEFL Preparation Intermediate ○ TOEIC Preparation Introduction ○ TOEIC Preparation Intermediate ○ IELTS Preparation Introduction ○ IELTS Preparation Intermediate ○							
	英語力 強化 科目	基礎からのコミュニケーション英文法 ○ 自分でデザインする英語学習 ○ 英語発音トレーニング ○ 英語読解トレーニング ○							
	スキル 強化 科目	Presentation Skills Basic ○ Discussion Skills Basic ○ Writing Skills (Paragraph) ○ Presentation Skills Intermediate ○ Discussion Skills Intermediate ○ Writing Skills (Essay) ○							
	英 語 展 示 科 目			多読で学ぶ英語と文化 I ○ 映画で学ぶ英語と文化 ○ 歌で学ぶ英語と文化 ○ キャリアのための英語と文化 ○		多読で学ぶ英語と文化 II ○ ドラマで学ぶ英語と文化 ○ メディアで学ぶ英語と文化 ○			
	択	TOEFL Preparation Advanced I ○ IELTS Preparation Advanced I ○ TOEIC Preparation Advanced ○							
		Advanced English		TOEFL Preparation Advanced II ○ IELTS Preparation Advanced II ○		Media English ○ Academic Listening ○ Cross Cultural Communication Skills ○ Discussion & Presentation ○ English for the Workplace ○ Essay Writing ○ Intensive Reading ○ World Englishes ○			
初修外国語科目	コ ア	ドイツ語基礎 A I ○ ドイツ語基礎 B I ○ フランス語基礎 A I ○ フランス語基礎 B I ○ スペイン語基礎 A I ○ スペイン語基礎 B I ○ 中国語基礎 A I ○ 中国語基礎 B I ○ 韓国語基礎 A I ○ 韓国語基礎 B I ○							
				ドイツ語基礎 A II ○ ドイツ語基礎 B II ○ フランス語基礎 A II ○ フランス語基礎 B II ○ スペイン語基礎 A II ○ スペイン語基礎 B II ○ 中国語基礎 A II ○ 中国語基礎 B II ○ 韓国語基礎 A II ○ 韓国語基礎 B II ○					

科目区分		授 業 科 目 ・ 単 位 数 ・ 年 次 ・ タ ー ム							
		1年次		2年次		3年次		4年次	
		第1	第2	第3	第4	第5	第6	第7	第8
初 修 外 国 語 科 目	発展A群	ドイツ語演習コミュニケーションⅠ② フランス語演習コミュニケーションⅠ② スペイン語演習コミュニケーションⅠ② 中国語演習コミュニケーションⅠ② 韓国語演習コミュニケーションⅠ②				ドイツ語演習コミュニケーションⅡ② フランス語演習コミュニケーションⅡ② スペイン語演習コミュニケーションⅡ② 中国語演習コミュニケーションⅡ② 韓国語演習コミュニケーションⅡ②			
				ドイツ語演習コミュニケーションⅢ② ドイツ語演習コミュニケーションⅣ② ドイツ語演習コミュニケーションⅤ② フランス語演習コミュニケーションⅢ② フランス語演習コミュニケーションⅣ② フランス語演習コミュニケーションⅤ② スペイン語演習コミュニケーションⅢ② スペイン語演習コミュニケーションⅣ② スペイン語演習コミュニケーションⅤ② 中国語演習コミュニケーションⅢ② 中国語演習コミュニケーションⅣ② 中国語演習コミュニケーションⅤ② 韓国語演習コミュニケーションⅢ② 韓国語演習コミュニケーションⅣ② 韓国語演習コミュニケーションⅤ②					
	発展B群			ドイツ語演習言語と文化Ⅰ② ドイツ語演習言語と文化Ⅲ② フランス語演習言語と文化Ⅰ② フランス語演習言語と文化Ⅲ② スペイン語演習言語と文化Ⅰ② スペイン語演習言語と文化Ⅲ② 中国語演習言語と文化Ⅰ② 中国語演習言語と文化Ⅲ② 韓国語演習言語と文化Ⅰ② 韓国語演習言語と文化Ⅲ②		ドイツ語演習言語と文化Ⅱ② ドイツ語演習言語と文化Ⅳ② フランス語演習言語と文化Ⅱ② フランス語演習言語と文化Ⅳ② スペイン語演習言語と文化Ⅱ② スペイン語演習言語と文化Ⅳ② 中国語演習言語と文化Ⅱ② 中国語演習言語と文化Ⅳ② 韓国語演習言語と文化Ⅱ② 韓国語演習言語と文化Ⅳ②			
		発展C群			ドイツ語演習検定対策Ⅰ② ドイツ語演習検定対策Ⅲ② フランス語演習検定対策Ⅰ② フランス語演習検定対策Ⅲ② スペイン語演習検定対策Ⅰ② スペイン語演習検定対策Ⅲ② 中国語演習検定対策Ⅰ② 中国語演習検定対策Ⅲ② 韓国語演習検定対策Ⅰ② 韓国語演習検定対策Ⅲ②		ドイツ語演習検定対策Ⅱ② ドイツ語演習検定対策Ⅳ② フランス語演習検定対策Ⅱ② フランス語演習検定対策Ⅳ② スペイン語演習検定対策Ⅱ② スペイン語演習検定対策Ⅳ② 中国語演習検定対策Ⅱ② 中国語演習検定対策Ⅳ② 韓国語演習検定対策Ⅱ② 韓国語演習検定対策Ⅳ②		
	発展D群				ドイツ語演習プレゼンテーションⅠ② ドイツ語演習プレゼンテーションⅡ② フランス語演習プレゼンテーションⅠ② フランス語演習プレゼンテーションⅡ② スペイン語演習プレゼンテーションⅠ② スペイン語演習プレゼンテーションⅡ② 中国語演習プレゼンテーションⅠ② 中国語演習プレゼンテーションⅡ② 韓国語演習プレゼンテーションⅠ② 韓国語演習プレゼンテーションⅡ②				
	E群	世界の言語①							

科目区分		授 業 科 目 ・ 単 位 数 ・ 年 次 ・ タ ー ム							
		1年次		2年次		3年次		4年次	
		第1	第2	第3	第4	第5	第6	第7	第8
技 能									
日本語力科目	コ ア	実践日本語表現② 実践話し方入門②							
		日本語表現講義② 実践漢字講座② 語彙・読解講座②							
	発 展	古典に学ぶ日本語表現②							
		実用文書の作り方・情報の伝え方② テーマ別日本語表現②							
キャリア教育科目	コ ア	キャリアプランニング②							
	発 展	ビジネストレーニングセミナー②							
		キャリアセミナー②				グローバルキャリアセミナー②			
		キャリア発展講義②				日本企業の現状と展望②			
インターンシップ準備講座② インターンシップ実習② 理工系インターンシップ実習② 発展インターンシップ準備講座② 発展インターンシップ実習②						Global Career Design②			
情報基盤科目	コ ア	情報基礎②							
	発 展	情報活用A② 情報活用D② Python 入門②		情報活用B② 情報活用E② データサイエンス入門②		情報活用C② 情報活用F②			
健康・スポーツ科目	健康・スポーツ演習A② 健康・スポーツ演習B② スポーツと科学② スポーツと文化② スポーツと社会② 健康と科学②								

科目区分	授 業 科 目 ・ 単 位 数 ・ 年 次 ・ タ ー ム							
	1年次		2年次		3年次		4年次	
	第1	第2	第3	第4	第5	第6	第7	第8
教 養 基 礎								
人文学	哲学の基礎② 文学への招待② 心理学の基礎②	倫理学の基礎② 芸術への招待② 自己理解の心理学②	現代社会と哲学② カルチュラル・スタディーズ② 教育原理②	現代社会と倫理学②				
社会科学	政治学の基礎② 市民生活と法A② 企業と社会② 現代社会の地理②	経済学の基礎② 市民生活と法B② 学校と社会②	社会学と現代② 現代のマスメディア② 近現代日本史A②	日本国憲法② 社会心理学入門② 近現代日本史B②				
自然科学	物質の究極像② 薬はなぜ効くか② サイエンス・トピックス② AI 入門②	人間と進化② 身の回りの科学② 統計分析入門②	脳科学と心② 科学史② データサイエンスのための基礎数学②	天文学入門② 科学技術の発展と歴史②				
持 続 社 会 探 究								
環境・地域		地球と環境② 日本列島の歴史と災害② 外国の自然と社会A② 地域づくり論②	気象と地球環境② 日本の国土と社会② 外国の自然と社会B② 環境科学トピックス②	自然環境と文明②				
国際理解		戦後の日本と世界② 近現代の欧米A② 現代の国際政治② 異文化理解トピックス②	近現代のアジアA② 近現代の欧米B② グローバル経済論②	近現代のアジアB② 中東地域史② 国際文化交流論②				
人権・共生		裁判と社会② 人権とジェンダー② 福祉社会に生きる② 共生社会トピックス②	生命倫理と法② こころの健康と臨床② 特別支援教育概論②	地域福祉論② 高齢者福祉論②				
実 践	成蹊を知る② 地元学実践演習② 大学生生活と相互理解② 武蔵野地域連携セミナー②		情報保障とボランティア② 武蔵野地域研究② 成蹊グローバルセミナーA②	野外自然教育論② 武蔵野市寄附講座② 成蹊グローバルセミナーB②				
	Global Studies Seminar I ②							
	Global Studies Seminar II ②							
Global Studies Seminar III ②								

(注) この表に掲げる授業科目のうち、一部の科目については、別に定めるところにより履修を制限することがある。

別表第1の2 教職課程科目（第35条関係）

(1) 教職の教科及び教職に関する科目

(注) ○印の数字は、当該科目の単位数を表す。

科目区分	授業科目・単位数・年次・ターム							
	1年次		2年次		3年次		4年次	
	第1	第2	第3	第4	第5	第6	第7	第8
教科及び教職に関する科目	教職論②		生徒指導論②		進路指導論②			
			教育課程論②		教育方法論②		教育相談②	
					道徳教育の指導法② 総合的な学習の時間の指導法② 特別活動の指導法②			
					教育実習論①			
							教育実習(中・高)⑤ 教育実習(高)③	
							教職実践演習(中・高)②	

(2) 教科及び教科の指導法に関する科目

(注) ○印の数字は、当該科目の単位数を表す。

科目区分	授業科目・単位数・年次・ターム							
	1年次		2年次		3年次		4年次	
	第1	第2	第3	第4	第5	第6	第7	第8
教科及び教科の指導法に関する科目 各教科の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)			工業科教育法Ⅰ② 情報科教育法Ⅰ②		工業科教育法Ⅱ② 情報科教育法Ⅱ②			
					国語科教育法Ⅰ② 社会科・地理歴史科教育法② 理科教育法Ⅰ② 英語科教育法Ⅰ②		社会科・公民科教育法② 数学科教育法Ⅰ②	
					国語科教育法Ⅱ② 国語科教育法Ⅳ② 社会科教育法B② 公民科教育法② 理科教育法Ⅲ② 数学科教育法Ⅱ② 数学科教育法Ⅳ② 英語科教育法Ⅲ②		国語科教育法Ⅲ② 社会科教育法A② 地理歴史科教育法② 理科教育法Ⅱ② 理科教育法Ⅳ② 数学科教育法Ⅲ② 英語科教育法Ⅱ② 英語科教育法Ⅳ②	

(3) 教職課程の大学が独自に設定する科目

(注) ○印の数字は、当該科目の単位数を表す。

科目区分	授業科目・単位数・年次・ターム							
	1年次		2年次		3年次		4年次	
	第1	第2	第3	第4	第5	第6	第7	第8
教職課程の大学が独自に設定する科目							教職特論演習Ⅰ②	
							教職特論演習Ⅱ②	
			学校経営と学校図書館② 学習指導と学校図書館② 情報メディアの活用②		学校図書館メディアの構成② 読書と豊かな人間性②			

別表第2 全学共通科目における卒業に必要な修得単位数（第35条の2関係）

学 部			経済学部、文学部、 法学部、経営学部		理工学部		
区 分			区分別 必要単位数	卒業所要 単位数	区分別 必要単位数	卒業所要 単位数	
外国語	英語 科目	必修	4	16 以上	4	12 以上	
		選択必修	2		2		
		選択					
初修外国語科目							
技 能	日本語力科目			28		24	
	キャリア教育科目						
	情報基盤科目						
	健康・スポーツ科目						
教養基礎	人 文 学		8 以上		8 以上		
	社 会 科 学						
	自 然 科 学						
持続社会探究	実 践						
	環 境 ・ 地 域						
	国 際 理 解						
人 権 ・ 共 生							

別表第3 (第42条関係)

項目		学 部	
		経済学部・文学部・ 法学部・経営学部	理 工 学 部
入学検定料	A 方 式	35,000円	35,000円
	C 方 式	15,000円	15,000円
	E 方 式	35,000円	35,000円
	S 方 式	-	15,000円
	P 方 式	25,000円	-
	G 方 式	35,000円	-
	M 方 式	35,000円 (経済学部のみ)	-
	AOその他の 試 験	35,000円	35,000円
入 学 金		200,000円	200,000円
授 業 料 (年額)		825,000円	1,060,000円
施 設 費 (年額)		195,000円	325,000円
設 備 費 (年額)		80,000円	140,000円

(注1) A方式、C方式、E方式、S方式、P方式及びG方式については、入試方式、学部を問わず同時に出願する場合の入学検定料は、この表の規定にかかわらず、2つ目の出願から1つの試験につき10,000円を減額する。

別表第4 (第42条関係)

項目		学 部	
		経済学部・文学部・ 法学部・経営学部	理 工 学 部
在 籍 料 (年額)		150,000円	150,000円

(注) 休学期間が半年の場合は、半額とする。

別表第5 (第47条関係)

研究生

項目		学 部	
		経済学部・文学部・ 法学部・経営学部	理 工 学 部
入 学 検 定 料		35,000円	35,000円
登 録 料		50,000円	50,000円
研 修 料 (年額)		400,000円	600,000円

(注) 研修料は、研修期間が半年の場合は半額とする。

聴講生

項目	学部	経済学部・文学部・ 法学部・経営学部	理工学部
	聴講料 (1科目年額)		40,000円

(注) 1科目とは週2時間通年の講義をいう。週2時間半年の講義の場合は、半額とする。

委託生

項目	学部	経済学部・文学部・ 法学部・経営学部	理工学部
	登録料		50,000円
研修料 (年額)		400,000円	600,000円

(注) 研修料は、研修期間が半年の場合は半額とする。

科目等履修生

項目	学部	経済学部・文学部・ 法学部・経営学部	理工学部
	入学検定料		10,000円
登録料		30,000円	30,000円
履修料 (1単位につき)	講義・演習・実技科目	15,000円	15,000円
	実験・実習科目	20,000円	20,000円

変更事項を記載した書類

I 変更の事由

- (1) 理工学部理工学科を設置するため。
- (2) 理工学部の入学定員及び収容定員を改めるため。

II 変更点

成蹊大学学則第2条に規定する入学定員及び収容定員を、2022年4月1日より、次の表のとおり変更する。

学 部	学 科	入学定員 (名)	収容定員 (名)
経済学部	経済数理学科	80	320
	現代経済学科	150	600
	計	230	920
理工学部	理工学科	420	1,680
	計	420	1,680
文学部	英語英米文学科	121	484
	日本文学科	84	336
	国際文化学科	110	440
	現代社会学科	105	420
	計	420	1,680
法学部	法律学科	280	1,120
	政治学科	160	640
	計	440	1,760
経営学部	総合経営学科	290	1,160
合 計		1,800	7,200

ただし、2022年度から2024年度までの間の収容定員は、改正後の第2条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。

学 部	学 科	2022年度	2023年度	2024年度
経済学部	経済経営学科	500名	0名	0名
経済学部	経済数理学科	240名	320名	320名
	現代経済学科	450名	600名	600名
	計	690名	920名	920名
理工学部	物質生命理工学科	383名	250名	125名
	情報科学科	434名	300名	150名
	システムデザイン学科	383名	250名	125名
	理工学科	420名	840名	1,260名
	計	1,620名	1,640名	1,660名
文学部	英語英米文学科	493名	484名	484名
	日本文学科	342名	336名	336名
	国際文化学科	440名	440名	440名
	現代社会学科	425名	420名	420名
	計	1,700名	1,680名	1,680名
法学部	法律学科	1,120名	1,120名	1,120名
	政治学科	640名	640名	640名
	計	1,760名	1,760名	1,760名
経営学部	総合経営学科	870名	1,160名	1,160名
合 計		7,140名	7,160名	7,180名

成蹊大学学則の一部を改正する学則新旧対照表

新 (改 正)				旧 (現 行)			
(学部、学科及び収容定員)				(学部、学科及び収容定員)			
第2条 この大学に次の学部及び学科を置き、その収容定員は、次の表のとおりとする。				第2条 (同左)			
学 部	学 科	入学定員 (名)	収容定員 (名)	学 部	学 科	入学定員 (名)	収容定員 (名)
経済学部	経済数理学科	80	320	経済学部	経済数理学科	(同左)	(同左)
	現代経済学科	150	600		現代経済学科	(同左)	(同左)
	計	230	920		計	(同左)	(同左)
理工学部	(削 除)	(削除)	(削除)	理工学部	物質生命理工学科	125	500
	(削 除)	(削除)	(削除)		情報科学科	150	600
	(削 除)	(削除)	(削除)		システム デザイン学科	125	500
	理工学科	420	1,680		(新 設)	(新設)	(新設)
	計	420	1,680		計	400	1,600
文学部	英語英米文学科	121	484	文学部	英語英米文学科	(同左)	(同左)
	日本文学科	84	336		日本文学科		
	国際文化学科	110	440		国際文化学科		
	現代社会学科	105	420		現代社会学科		
	計	420	1,680		計		
法学部	法律学科	280	1,120	法学部	法律学科	(同左)	(同左)
	政治学科	160	640		政治学科	(同左)	(同左)
	計	440	1,760		計	(同左)	(同左)
経営学部	総合経営学科	290	1,160	経営学部	総合経営学科	(同左)	(同左)
合 計		1,800	7,200	合 計		1,780	7,120

成蹊大学学則の一部を改正する学則新旧対照表

新 (改 正)					旧 (現 行)				
<p>附 則</p> <p>1 この学則は、2022年4月1日から施行する。</p> <p>2 2022年度から2024年度までの間の収容定員は、改正後の第2条の規定にかかわらず、次の表のとおりとする。</p>									
学 部	学 科	2022年度	2023年度	2024年度					
経済学部	経済経営学科	500名	0名	0名					
経済学部	経済数理学科	240名	320名	320名					
	現代経済学科	450名	600名	600名					
	計	690名	920名	920名					
理工学部	物質生命理工学科	383名	250名	125名					
	情報科学科	434名	300名	150名					
	システム デザイン学科	383名	250名	125名					
	理 工 学 科	420名	840名	1,260名					
	計	1,620名	1,640名	1,660名					
文学部	英語英米文学科	493名	484名	484名					
	日本文学科	342名	336名	336名					
	国際文化学科	440名	440名	440名					
	現代社会学科	425名	420名	420名					
	計	1,700名	1,680名	1,680名					
法学部	法 律 学 科	1,120名	1,120名	1,120名					
	政 治 学 科	640名	640名	640名					
	計	1,760名	1,760名	1,760名					
経営学部	総合経営学科	870名	1,160名	1,160名					
合 計		7,140名	7,160名	7,180名					
<p>3 理工学部物質生命理工学科、情報科学科及びシステムデザイン学科は、改正後の第2条の規定にかかわらず、2022年3月31日に当該各学科に在学する者が当該各学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする</p>									

成蹊大学理工学部規則（改正後）

制 定 2005年 3月 25日
学 園 理 事 会

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この学部規則は、成蹊大学学則（以下「学則」という。）第3条の規定に基づき、この学部の教育課程、履修方法、卒業、転・編入学等に関する事項その他学則実施上必要な事項を定める。

(教育研究上の目的)

第1条の2 この学部は、情報技術を中心とした基礎教育、各専攻分野に立脚した専門教育及び専門の垣根を超えた融合教育の3つの教育の柱により、急速な技術革新、自然との共生、持続発展型社会の実現等の現代社会が抱える複雑な課題に果敢に取り組める人材を養成することを目的とする。

2 この学部の理工学科における目的は、次のとおりとする。

- (1) 現代社会における専門性の高い科学技術関連分野の中核を担う人材を養成する。
- (2) 科学技術の進歩と社会の持続的発展のために生涯学び続けることができる人材を養成する。
- (3) 複雑な現実社会における課題の発見・解決に取り組める人材を養成する。
- (4) 多様な人々と協働して課題の発見・解決に取り組める人材を養成する。

(理工学科における専攻の設置及び目的)

第1条の3 この学部の理工学科に次に掲げる専攻を置き、各専攻の目的については、当該各号に掲げる通りとする。

(1) データ数理専攻

現実の様々な課題をデータ活用や数学的思考により実践的に解決できる人材を目指し、数理学、データサイエンス、人工知能、最適化アルゴリズム、機械学習及びプログラミングスキルを基礎から応用まで身につけることを目的とする。

(2) コンピュータ科学専攻

情報化社会において具体的に貢献することのできる人材を目指し、コンピュータ科学の基礎から応用にいたる諸技術を専門的に学び、情報科学による問題解決能力を身につけることを目的とする。

(3) 機械システム専攻

総合的な視野からのシステム設計・開発により社会や産業界の問題解決や技術革新に貢献することのできる人材を目指し、情報通信技術等の融合で進化していく機械システムの学問探究と社会への応用力を身に付けることを目的とする。

(4) 電気電子専攻

技術革新を牽引し、社会基盤、産業基盤及び情報基盤を支えることのできる人材を目指し、電気電子、機械制御及び数理情報の学問探究と社会への応用力を身に付けることを目的とする。

(5) 応用化学専攻

健康・医療を拓くライフイノベーション及び持続可能社会を拓くグリーンイノベーションに貢献することのできる人材を目指し、情報技術を活用した化学の学問探究と社会への応用力を身につけることを目的とする。

(所属専攻)

第2条 学生の所属専攻は、入学のときまでに決定する。

第2章 教育課程及び履修方法

(教育課程)

第3条 学則第35条第1項の全学共通科目における授業科目の名称、単位数、配当年次及び配当タームは、学則別表第1に定めるとおりとし、当該科目の履修方法については、別に定める。

2 学則第35条第3項の教職課程科目における授業科目の名称、単位数、配当年次及び配当タームは、学則別表第1の2に定めるとおりとし、当該科目の履修方法については、別に定める。

3 この学部開設する授業科目の名称、単位数、配当年次及び配当タームは、別表第1に定めるところによる。

4 前項の授業科目における履修方法は、別に定める。

5 外国人留学生については、学修の必要に応じて、別に定める日本語科目及び日本事情等に関する科目を履修し、学則別表第1に掲げる授業科目の一部に振り替えることができる。

6 前項の規定は、外国人留学生以外の学生で、外国において相当の期間中等教育を受けたものについて準用する。

(選抜コースの設置)

第4条 学科に、系統的な履修をさせるための選抜コースを置くことができる。

2 前項の選抜コースの種類及び履修に関し必要な事項は、別に定める。

(履修登録)

第5条 学生は、年度又は学期の始めに、履修しようとする授業科目について登録しなければならない。

2 学生は、現に在籍する年次の上位年次に配当されている授業科目及び既に単位を修得した授業科目を履修することができない。ただし、学部長が教育上必要と認めるものについては、この限りでない。

3 1年次の学生が、当該年度において履修登録することができる単位数は、49単位を上限とする。

4 2年次以上の学生が、前期又は後期に履修登録することができる単位数は、それぞれ25単位を上限とする。ただし、当該年度中に履修登録することができる単位数は、前期及び後期の履修登録単位数を合わせ、49単位を上限とする。

5 前2項の規定にかかわらず、学部長が教育上必要と認めるときは、履修登録の上限単位数を超えて履修登録することができる。

6 学部長は、教育上必要と認めるときは、第3項及び第4項に規定する上限単位数を超えて履修登録を認める授業科目を置くことができる。

(履修科目の制限)

第6条 第3条に定める教育課程に、あらかじめ定められた授業科目の単位を修得していなければ履修を認めない授業科目を置くことがある。

(進級制限)

第7条 学生は、別に定める授業科目の単位を修得していなければ、次の年次に進級することができない。

(卒業研究の申請)

第8条 学生は、別に定める授業科目の単位を修得していなければ、卒業研究を申請することができない。

第9条 削除

(他学部科目の履修)

第10条 学生は、他の学部にも開設されている授業科目を履修しようとするときは、あらかじめこの学部の学部長及び関係学部の学部長の許可を受けなければならない。

2 前項により修得した単位の認定については、別に定める。

(他大学等において修得した単位等の認定)

第11条 学則第37条の2から第37条の4までの規定に基づき、学生が在学中又は入学前に他の大学等において修得した単位又は行った学修のこの学部における単位の認定については、別に定める。

第3章 試験及び卒業

(学期末試験)

第12条 学期末試験は、学期末において行う。ただし、学部長が必要と認めるときは、その他の時期においても行うことができる。

(追試験)

第13条 所定の試験日に試験を受けることができなかった学生に対しては、欠席の理由が傷病、忌引その他やむを得ないものと認められる場合には、願い出により追試験を行う。

2 追試験に関し必要な事項は、別に定める。

(授業科目の修了の認定等)

第14条 履修した授業科目の修了の認定は、当該授業科目の担当教員が行う。

2 成績の評価は、成績表に記入し、本人に交付する。

(卒業研究の修了の認定)

第15条 卒業研究の修了の認定は、論文、報告等の審査により行う。

(卒業の認定)

第16条 この学部を卒業するためには、所定の修業年限以上在学し、かつ、別表第2に定める単位を修得しなければならない。

第4章 転入学、編入学、学士入学、再入学、転部、転専攻、留学、退学勧告等

(転入学及び編入学)

第17条 転入学又は編入学を志願する者については、学則第23条の規定に基づき、入学を許可することができる。

2 前項の規定により入学した学生の修業年限は、原則として、2年又は3年とする。

(学士入学)

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、学則第24条の規定に基づき、入学を許可することができる。

(1) この大学の他の学部を卒業してこの学部に入學を志願する者

(2) 他の修業年限4年以上の大学の学部を卒業してこの学部に入學を志願する者

第19条 前条の規定により入学を志願する者については、別に定めるところにより、入学試験を行う。

第20条 第18条の規定により入学した学生の修業年限は、原則として、3年とする。

(再入学)

第21条 再入学を希望する者については、学則第25条の規定に基づき、再入学を許可することができる。

2 前項の規定により入学した学生は、退学前に所属した専攻に所属するものとし、その在学期間については、退学前の在学年数を通算する。

(転部)

第22条 この学部への転部を志願する学生については、学則第27条の規定に基づき、当該学生が所属する学部の学部長の了承を得て選考を行い、転部を許可することができる。

(転専攻)

第23条 転専攻を志願する学生については、教授会の議を経て、学部長が転専攻を許可することができる。

2 転専攻に関し必要な事項は、別に定める。

(転入学、編入学等における単位の認定)

第24条 転入学、編入学、学士入学、転部及び転専攻をした学生について、当該学生が入学、転部又は転専攻をする前に他の大学又は他の学部若しくは専攻で修得した単位を、別に定めるところにより、卒業に必要な単位として認定することができる。

2 再入学をした学生については、退学する前にこの学部において修得した単位を、卒業に必要な単位に算入することができる。この場合において、単位を認定された授業科目の成績評価の表示は、従前の表示のとおりとする。

(留学)

第25条 この学部の学生の留学に関する手続、履修の取扱い、単位の認定等に関し必要な事項は、別に定める。

(成績不振学生)

第26条 学生が、次の各号のいずれかに該当する場合は、学則第39条の2の規定に基づく成績不振学生とする。

(1) 学期ごとの修得単位数が3学期連続して8単位未満の場合

(2) 学期ごとのGPAが3学期連続して0.8未満の場合

(3) 前2号のほか、学部長が成績不振と認める場合

(退学勧告等)

第27条 前条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する成績不振学生には、学則第32条第2項の

規定に基づき、退学を勧告する。ただし、学部長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- 2 退学勧告を受けた学生が、その後も改善の見込みがない場合は、学則第33条第3号の規定による除籍又は学則第55条第2号の規定による懲戒退学とすることができる。

附 則 (2005年3月25日制定、2004年7月23日 文部科学省届出受理)

この規則は、2005年4月1日から施行する。

附 則 (2006年3月10日一部改正)

- 1 この規則は、2006年4月1日から施行する。
- 2 改正後の成蹊大学理工学部規則の規定は、2006年度以降の入学者から適用し、2005年度の入学者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の別表第1第2項第2号情報科学科の表中「数理科学実験」及び同項第3号エレクトロメカニクス学科の表中「電気電子製図」については、2005年度の入学者についても適用する。

附 則 (2007年3月9日一部改正)

- 1 この規則は、2007年4月1日から施行する。
- 2 改正後の成蹊大学理工学部規則の規定は、2006年度以降の入学者から適用し、2005年度の入学者については、なお従前の例による。

附 則 (2008年3月14日一部改正)

この規則は、2008年4月1日から施行する。

附 則 (2009年3月13日一部改正)

- 1 この規則は、2009年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1及び別表第2の規定は、2009年度以降の入学者から適用し、2008年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の別表第1第2項第1号の規定は、2008年度以前の入学者についても適用する。

附 則 (2010年3月12日一部改正)

- 1 この規則は、2010年4月1日から施行する。
- 2 改正後の成蹊大学理工学部規則の規定は、2010年度以降の入学者から適用し、2009年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の第12条の規定は、2009年度以前の入学者についても適用する。

附 則 (2011年3月11日一部改正)

- 1 この規則は、2011年4月1日から施行する。
- 2 改正後の成蹊大学理工学部規則の規定は、2011年度以降の入学者から適用し、2010年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則 (2011年3月11日一部改正)

- 1 この規則は、2012年4月1日から施行する。
- 2 改正後の成蹊大学理工学部規則の規定は、2012年度以降の入学者から適用し、2011年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則 (2012年3月9日一部改正)

- 1 この規則は、2012年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1第1項第2号情報科学科の表については、2012年度以降の入学者から適用し、2011年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、情報科学科の表専門 知能情報処理の項中「メディア情報処理」及び同表
専門 情報数理、システム管理の項中「応用統計」については、次に掲げるところにより、2011年度以前の入学者についても適用する。

(1) 2010年度及び2011年度の入学者については、当該学生が適用を受ける情報科学科の表専門の項中

知能情報処理		画像処理②	認知的インタフェース② コンピュータグラフィックス② ヒューマンインタフェース② 人工知能・学習理論②
情報数理、 システム管理		代数・離散数学Ⅰ② 代数・離散数学Ⅱ② オペレーションズリサーチ② 確率論② システム分析序論② データ解析法②	応用オペレーションズリサーチ② システム分析技術② スケジューリング② データマイニング② 複雑系解析②

」とあるのは、

知能情報処理		画像処理②	認知的インタフェース② コンピュータグラフィックス② ヒューマンインタフェース② 人工知能・学習理論② メディア情報処理②
情報数理、 システム管理		代数・離散数学Ⅰ② 代数・離散数学Ⅱ② オペレーションズリサーチ② 確率論② システム分析序論② データ解析法②	応用オペレーションズリサーチ② システム分析技術② スケジューリング② データマイニング② 複雑系解析② 応用統計②

」とする。

(2) 2009年度以前の入学者については、当該学生が適用を受ける情報科学科の表専門科目の項中

マルチメディア、 グラフィックス		画像処理②	コンピュータグラフィックス②
---------------------	--	-------	----------------

」とあるのは、

マルチメディア、 グラフィックス		画像処理②	コンピュータグラフィックス② メディア情報処理②
---------------------	--	-------	-----------------------------

」と、

情報数理、 システム管理		オペレーションズリサーチ② データ解析法② システム分析序論②	応用オペレーションズリサーチ② データマイニング② スケジューリング② 複雑系解析②
-----------------	--	---------------------------------------	---

」とあるのは、

情報数理、 システム管理		オペレーションズリサーチ② データ解析法② システム分析序論②	応用オペレーションズリサーチ② データマイニング② スケジューリング② 複雑系解析② 応用統計②
-----------------	--	---------------------------------------	--

」とする。

附 則 (2013年3月8日一部改正)

- 1 この規則は、2013年4月1日から施行する。
- 2 改正後の成蹊大学理工学部規則の規定は、2013年度以降の入学者から適用し、2012年度以前の入学者については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の別表第1第1項第1号物質生命理工学科の専門 物理の項中「物理数学」については、2012年度以前の入学者についても適用する。

附 則 (2014年3月7日一部改正)

- 1 この規則は、2014年4月1日から施行する。
- 2 改正後の成蹊大学理工学部規則の規定は、2014年度以降の入学者から適用し、2013年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則 (2015年3月6日一部改正)

- 1 この規則は、2015年4月1日から施行する。

2 改正後の別表第1の規定は、2015年度以降の入学者から適用し、2014年度以前の入学者については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、改正後の別表第1第1項第3号の表エレクトロニクスデザインの項中「電力工学」及びロボティクスデザインの項中「ロボット運動学」については、2011年度以降の入学者についても適用する。

附 則 (2016年1月22日一部改正)

1 この規則は、2016年4月1日から施行する。

2 改正後の別表第1第3項の規定は、2014年度以降の入学者から適用し、2013年度以前の入学者においては、なお従前の例による。

附 則 (2017年12月12日一部改正)

1 この規則は、2018年4月1日から施行する。

2 改正後の別表第1の規定は、2018年度以降の入学者から適用し、2017年度以前の入学者については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、改正後の別表第1第1項第1号の表発展科目の項中「界面化学」については、2014年度以降の入学者から適用する。

附 則 (2018年3月15日一部改正)

1 この規則は、2018年4月1日から施行する。

2 改正後の別表第1第1項第1号及び第3号の規定は、2018年度以降の入学者から適用し、2017年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則 (2018年11月16日一部改正)

1 この規則は、2019年4月1日から施行する。

2 改正後の別表第1の規定は、2019年度以降の入学者から適用し、2018年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則 (2020年2月20日一部改正)

1 この規則は、2020年4月1日から施行する。

2 改正後の成蹊大学理工学部規則の規定は、2020年度以降の入学者から適用し、2019年度以前の入学者については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、システムデザイン学科の表専門 コース共通の項は、2019年度以前の入学者についても適用し、「システムデザイン特殊講義」とあるのは、「プラズマ理工学」と読み替える。

附 則

1 この規則は、2022年4月1日から施行する。

2 改正後の成蹊大学理工学部規則の規定は、2022年度以降の入学者から適用し、2021年度以前の入学者については、なお従前の例による。

3 工学部、理工学部エレクトロメカニクス学科、物質生命理工学科、情報科学科及びシステムデザイン学科を卒業して理工学科に入学を志願する者については、学則第24条の規定に基づき、入学を許可することができる。この場合において、入学試験及び修業年限については、改正前の成蹊大学理工学部規則第19条及び第20条第1号の規定を適用する。

4 工学部、理工学部エレクトロメカニクス学科、物質生命理工学科、情報科学科及びシステムデザイン学科を退学した学生が再入学を希望し、入学を許可された場合は、当該学科の教育内容等に近い専攻に所属するものとする。

別表第1 (第3条関係)

1 理工学科専門科目

(注) ○印の数字は、当該科目の単位数を表す。

科目区分		授 業 科 目 ・ 単 位 数 ・ 年 次 ・ タ ー ム							
		1 年 次		2 年 次		3 年 次		4 年 次	
		第1	第2	第3	第4	第5	第6	第7	第8
科目 社会人基礎力	必修	アカデミックスキルズⅠ①							
	必修	アカデミックスキルズⅡ①				PBLⅠ① PBLⅡ①			
科目 専攻融合	選択	情報社会倫理②				理工ビジネススキルズ② 起業と特許②			
	選択	連携プロジェクトⅠ②				連携プロジェクトⅡ② 特別プログラム演習② 科学技術の最前線② 科学技術者倫理②			
科目 ICT基礎科目	必修	プログラミング基礎① コンピュータ基礎②							
	選択A群	コンピュータ科学の基礎数学② インターネットの基礎知識② 情報処理の基礎理論②							
		実践データモデリング② データサイエンス応用② 基本情報処理概論② Javaプログラミング②				関数型プログラミング② IoTプログラミング②			
	選択B群	基礎化学のデータ解析②							
情報理論② データベース②				数値計算② 人工知能② データマイニング②					
科目 理工学基礎科目	必修	微分積分学Ⅰ② 線形代数学Ⅰ②							
	選択A群	物理学演習Ⅰ① 物理学演習Ⅱ① 物理学概論② 生物学概論② 数学演習Ⅰ① 数学演習Ⅱ①							
		地学概論② 科学英語①				生物学実験① 地学実験① 量子力学② 工業概論②			
	選択B群	物理学Ⅰ② 物理学Ⅱ② 物理学実験① 化学概論② 化学実験① 化学数学② 微分積分学Ⅱ② 線形代数学Ⅱ② 確率統計基礎②							
		応用フーリエ解析② 幾何学② 微分方程式② 代数学②							
自由	数学入門② 物理学入門② 化学入門② 生物学入門②								
科目 専攻コア科目	0群必修							輪講① 卒業研究Ⅰ③ 卒業研究Ⅱ③	
	1群・2群 共通	離散数学② C++プログラミングⅠ② C++プログラミング実験Ⅰ① 確率統計②							
		数理計画法② C++プログラミングⅡ② C++プログラミングⅢ② C++プログラミング実験Ⅰ① アルゴリズムとデータ構造②							
	3群	インダストリアル・エンジニアリング② CAD/CAMⅠ② 人間工学②							
		機械力学Ⅰ② 材料力学Ⅰ② 流体力学Ⅰ② 機械工学実験②							
4群	電気回路Ⅰ② 電気電子工学概論①								
	プログラミングⅠ② 電子回路Ⅰ② 制御工学Ⅰ② 電気電子工学実験②								
5群	物理化学基礎② 有機化学基礎② 無機化学基礎② 応用化学実験Ⅰ② 応用化学演習Ⅰ①								
	生物化学基礎② 分析化学基礎② 応用化学実験Ⅱ② 応用化学実験Ⅲ② 応用化学演習Ⅱ① 応用化学演習Ⅲ①								

科目区分		授 業 科 目 ・ 単 位 数 ・ 年 次 ・ タ ー ム							
		1 年 次		2 年 次		3 年 次		4 年 次	
		第1	第2	第3	第4	第5	第6	第7	第8
専攻応用科目	1 群			確率論② 組合せ論② アルゴリズムデザイン②		データ解析法② 最適化モデリング② 機械学習② 熱・統計力学Ⅰ②		形式言語とオートマトン② 最適化理論② メカニズムデザイン② 多変量データ解析② 応用機械学習② オペレーションズリサーチ② 計算理論② ビッグデータ解析② 統計モデリング②	
	2 群			デジタルシステム② ユーザインタフェース② メディア技術概論② 画像処理② コンピュータシステム② 情報通信② 音声処理② Web技術② オペレーティングシステム② CG技術② プログラミング言語②		IPネットワーク② パターン認識② ソフトウェア設計② 情報セキュリティ② 自然言語処理② 並列分散処理② ニューラルネットワーク②			
	3 群	熱力学Ⅰ②				ヒューマンファクターズ② ヒューマンインタフェース② 設計工学② 応用Pythonプログラミング② 熱力学Ⅱ② 経済性工学Ⅰ② 機械力学Ⅱ② 機械加工学② CAD/CAMⅡ② 材料力学Ⅱ② 流体力学Ⅱ②		シミュレーション基礎② 人工知能基礎② 生産システム工学②	
		4 群			電気数学② 電気回路Ⅱ② 電気回路Ⅲ② 電磁気学Ⅰ② 電磁気学Ⅱ② ロボット工学② 電子固体物性② 半導体基礎② プログラミングⅡ② 電気電子計測②		電子回路Ⅱ②		
	5 群	応用化学特別講義Ⅰ②				化学熱力学② 有機反応機構② 錯体化学② 反応速度論② 有機立体化学② 固体化学② 細胞生化学② 機器分析② サイエンスプログラミング② 化学工学基礎② 応用化学特別講義Ⅱ②		マテリアルズインフォマティクス② バイオインフォマティクス②	
専攻発展科目				量子情報科学概論② 移動速度論②		計測工学② 信頼性工学② 認知工学② 実験計画法② 計算力学② 金属材料工学② 音響工学② 会計情報基礎② 感性工学② センサデータ処理② 電力システム② パワーエレクトロニクス② プラズマ理工学② 半導体工学② 制御工学Ⅱ② 電気電子材料② デジタル信号処理② 電気制御シミュレーション② 電気機器② 集積回路② モーションコントロール② 熱・統計力学Ⅱ② 量子化学② 材料化学② 生物有機化学② 電気化学② 高分子化学② 分離工学② 生物医薬工学② 経済性工学Ⅱ② 有機合成化学② 触媒化学② 生物資源工学② 界面化学② 反応工学② 食品化学② 環境工学②			

科目区分		授業科目・単位数・年次・ターム										
		1年次		2年次		3年次		4年次				
		第1	第2	第3	第4	第5	第6	第7	第8			
自由設計科目	Global Studies科目			International Business②	Japanese Economy②	Current Topics in Business and Economics②	International Relations②	Regional Studies②	Current Topics in Global Issues②	Japanese Contemporary Issues②	Japanese Traditional Culture②	Current Topics in World Affairs②

(注) 「数学入門」、「物理学入門」、「化学入門」及び「生物学入門」は、卒業に必要な修得単位数に算入することができない。

2 教職の教科に関連する科目

(注) ○印の数字は、当該科目の単位数を表す。

科目区分		授業科目・単位数・年次・ターム										
		1年次		2年次		3年次		4年次				
		第1	第2	第3	第4	第5	第6	第7	第8			
教職の教科 に関連する 科目		職業指導②	理工教材開発法②	情報と職業②								

(注) 教職の教科に関連する科目は、卒業に必要な修得単位数に算入することができない。

別表第2

1 卒業に必要な修得単位数 (第16条関係)

科目区分			卒業に必要な修得単位数			
全学共通科目	外国語	英語科目	必修	4	12以上	24
			選択必修	2		
		選択				
		初修外国語科目				
	技能	日本語力科目				
		キャリア教育科目				
		情報基盤科目	2			
		健康・スポーツ科目				
	教養基礎	人文科学		8以上		
		社会科学				
		自然科学				
	持続社会探究	環境・地域				
国際理解						
人権・共生						
実践						
専門科目	社会人基礎力科目	必修	4	20以上	90	
		選択				
	専攻融合科目	選択				
	ICT基礎科目	必修	3			
		選択 A 群				
		選択 B 群				
	理工学基礎科目	必修	4			
		選択 A 群				
		選択 B 群				
		自由				
	専攻コア科目	0 群	7			40以上
		1 群・2 群 共通				
		3 群				
		4 群				
		5 群				
	専攻応用科目	1 群				
		2 群				
3 群						
4 群						
5 群						
専攻発展科目						
自由設計科目			10			
					124	

(注) 情報基盤科目には、「情報基礎」の単位を含む。

(注) 自由設計科目には、全学共通科目及び専門科目の卒業に必要な修得単位数を超えて修得した単位及び他学部において修得した単位並びに他大学において修得した単位を算入することができる。

(注) 卒業には、各専攻の必修科目の修得及び準必修（選択必修）の科目で必要とされる修得単位数を修得する必要がある。

2 専攻ごとの必修科目

専攻名	科目名		
データ数理	数学演習Ⅰ①	数学演習Ⅱ①	微分積分学Ⅱ②
	線形代数学Ⅱ②	離散数学②	C++プログラミング実験Ⅰ①
	C++プログラミングⅠ②	C++プログラミングⅡ②	C++プログラミング実験Ⅱ①
	数理計画法②	アルゴリズムとデータ構造②	確率統計②
コンピュータ科学	数学演習Ⅰ①	数学演習Ⅱ①	微分積分学Ⅱ②
	線形代数学Ⅱ②	離散数学②	C++プログラミング実験Ⅰ①
	C++プログラミングⅠ②	C++プログラミングⅡ②	C++プログラミング実験Ⅱ①
	アルゴリズムとデータ構造②	確率統計②	
機械システム	物理学Ⅰ②	微分積分学Ⅱ②	線形代数学Ⅱ②
	機械力学Ⅰ②	インダストリアル・エンジニアリング②	CAD/CAMⅠ②
	材料力学Ⅰ②	機械工学実験②	流体力学Ⅰ②
	人間工学②		
電気電子	物理学Ⅰ②	物理学実験①	微分積分学Ⅱ②
	線形代数学Ⅱ②	物理学Ⅱ②	電気回路Ⅰ②
	電気電子工学概論①	電子回路Ⅰ②	プログラミングCⅠ②
	制御工学Ⅰ②	電気電子工学実験②	
応用化学	基礎化学のデータ解析②	化学数学②	化学実験①
	物理化学基礎②	有機化学基礎②	無機化学基礎②
	生物化学基礎②	分析化学基礎②	応用化学実験Ⅰ②
	応用化学演習Ⅰ①	応用化学実験Ⅱ②	応用化学実験Ⅲ②
	応用化学演習Ⅱ①	応用化学演習Ⅲ①	

3 準必修（選択必修）の科目の修得表

専攻名	科目名			必要な 修得単位数
データ数理	データベース②	情報理論②	数値計算②	36
	人工知能②	データマイニング②	物理学Ⅰ②	
	物理学Ⅱ②	応用フーリエ解析②	微分方程式②	
	代数学②	幾何学②	C++プログラミングⅢ②	
	確率論②	組合せ論②	形式言語とオートマトン②	
	データ解析法②	最適化モデリング②	アルゴリズムデザイン②	
	機械学習②	熱・統計力学Ⅰ②	最適化理論②	
	メカニズムデザイン②	多変量データ解析②	応用機械学習②	
	オペレーションズリサーチ②	計算理論②	ビッグデータ解析②	
	統計モデリング②			
コンピュータ科学	Javaプログラミング②	IoTプログラミング②	関数型プログラミング②	36
	データベース②	情報理論②	数値計算②	
	人工知能②	データマイニング②	応用フーリエ解析②	
	代数学②	C++プログラミングⅢ②	数理計画法②	
	IPネットワーク②	デジタルシステム②	ユーザインタフェース②	
	メディア技術概論②	音声処理②	画像処理②	
	コンピュータシステム②	Web技術②	オペレーティングシステム②	
	CG技術②	パターン認識②	情報セキュリティ②	
	プログラミング言語②	情報通信②	自然言語処理②	
	ニューラルネットワーク②	ソフトウェア設計②	並列分散処理②	
機械システム	物理学Ⅱ②	確率統計基礎②	微分方程式②	26
	制御工学Ⅰ②	熱力学Ⅰ②	ヒューマンファクターズ②	
	設計工学②	応用Pythonプログラミング②	シミュレーション基礎②	
	ヒューマンインタフェース②	経済性工学Ⅰ②	機械力学Ⅱ②	
	機械加工学②	人工知能基礎②	生産システム工学②	
	熱力学Ⅱ②	CAD/CAMⅡ②	材料力学Ⅱ②	
流体力学Ⅱ②				

電気電子	化学概論②	化学実験①	確率統計基礎②	22
	CAD/CAM I ②	電気数学②	電気回路Ⅱ②	
	電磁気学Ⅰ②	ロボット工学②	電子回路Ⅱ②	
	電子固体物性②	半導体基礎②	プログラミングCⅡ②	
	電気電子計測②	電気回路Ⅲ②	電磁気学Ⅱ②	
応用化学	応用化学特別講義Ⅰ②	化学工学基礎②	化学熱力学②	18
	有機反応機構②	錯体化学②	応用化学特別講義Ⅱ②	
	サイエンスプログラミング②	反応速度論②	有機立体化学②	
	固体化学②	細胞生化学②	機器分析②	
	マテリアルズインフォマティクス②	バイオインフォマティクス②		

成蹊大学教授会規則

制 定 2015年3月4日
大 学 評 議 会

(趣旨)

第1条 この規則は、成蹊大学学則第12条第5項の規定に基づき、各学部を設置する教授会の運営に関し必要な事項を定める。

(構成)

第2条 教授会は、当該学部所属する専任の教授、准教授及び講師をもって構成する。

2 前項に定めるもののほか、教授会の定めるところにより、当該学部所属する専任の助教を加えることができる。

(審議事項)

第3条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び卒業に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が次に定めるもの

ア 教員の配置計画に関する事項

イ 教員の採用及び昇任に係る教育研究業績の審査に関する事項

ウ 学則その他教育研究に係る重要な規則の制定及び改廃に関する事項

エ 教育課程の編成に係る方針に関する事項

オ 学生の修学等を支援するために必要となる助言、指導その他の援助及び賞罰に関する事項

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、並びに学長及び学部長の求めに応じ、意見を述べることができる。

3 第1項第3号イに規定する事項については、当該学部所属する専任の教授をもって構成する審査教授会において審議し、学長に意見を述べるものとする。ただし、審査教授会は、必要があると認めるときは、構成員に専任の准教授又は講師を加えることができる。

(招集及び議長)

第4条 教授会は、学部長が招集し、その議長となる。

2 学部長に事故があるときは、あらかじめ指名された教授が前項に規定する職務を代行する。

(開会)

第5条 教授会及び審査教授会は、それぞれ構成員の3分の2以上が出席しなければ、開会することができない。

2 前項の構成員の定足数には、海外・国内研修中の者、校務による出張中の者、常務理事の職にある者及び休職中の者を含まない。

(議事)

第6条 教授会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 審査教授会の議事は、出席した構成員の3分の2以上の多数をもって決する。

(学長への報告)

第7条 学部長は、第3条第2項に規定する学部長がつかさどる教育研究に関する事項について決定したときは、学長の求めに応じて報告しなければならない。

(構成員以外の者の出席)

第8条 教授会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(開催)

- 第9条** 学部長は、毎年度の教授会開催日を前年度末までに決定し、構成員に周知するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、学部長は、必要に応じ、臨時で教授会を招集することができる。
- 3 学部長は、教授会の構成員の4分の1以上の要求があったときは、遅滞なく臨時の教授会を招集するものとする。
- 4 前項の要求は、議題及び招集を必要とする理由を記載した連名の要求書を学部長に提出して行うものとする。

(専門委員会)

- 第10条** 教授会は、その定めるところにより、教授会に属する教員のうちの一部の者をもって構成される専門委員会を置くことができる。
- 2 教授会は、その定めるところにより、専門委員会の議決をもって、教授会の議決とすることができる。
- 3 専門委員会に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学部長が別に定める。

(議事録の作成)

- 第11条** 教授会に議事録を備え、議事進行の過程及び審議の結果並びに学部長の決定事項を記録する。
(雑則)

- 第12条** この規則に定めるもののほか、教授会の運営に関し必要な事項は、教授会の議を経て、学部長が別に定める。

(事務の所管)

- 第13条** 教授会に関する事務は、教務部が所管する。

(規則の改廃)

- 第14条** この規則の改廃は、各学部教授会及び大学評議会の議を経て、学長が決定する。

附 則 (2015年3月4日制定)

- 1 この規則は、2015年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる規則等は、廃止する。
- (1) 成蹊大学経済学部教授会規則 (昭和45年2月13日経済学部教授会制定)
- (2) 成蹊大学理工学部教授会規則 (2005年3月2日工学部教授会制定)
- (3) 成蹊大学文学部教授会規則 (昭和40年4月28日文学部教授会制定)
- (4) 成蹊大学法学部教授会運営に関する内規 (平成2年3月15日法学部教授会確認)
- (5) 法学部臨時教授会の招集に関する申合せ (平成2年3月15日法学部教授会確認)

附 則 (2019年3月6日一部改正)

この規則は、2019年3月6日から施行する。